



## ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は

☎ 989-2111 FAX 989-2316

ホームページアドレス

<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

## お知らせ



### 下水道につなげたら届け出を

公共下水道の使用を開始または廃止した場合は「公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届」の提出が必要です。

下水道を使用するようになる  
と、水道水の使用水量を基に算  
定した下水道使用料を水道料金  
と一緒に納めることとなります。  
**汚水排出量(使用水量)の算定方法**

○水道水使用の場合

水道水の使用水量

○井戸水だけ使用の場合

世帯員(同居人を含む)1人に  
つき1か月5m<sup>3</sup>

○水道水と井戸水を併用の場合  
水道水の使用水量と世帯員1

人につき1か月2・5m<sup>3</sup>の合  
計

※井戸水の使用で世帯員の変更  
が生じた場合は、左記へ連絡し  
てください。

お問い合わせ 下水道課業務担当  
☎ 989-27771



### 民生委員・児童委員の 活動にご協力を

民生委員・児童委員は、地域  
の人に対して相談・援助を行え  
るよう、活動の基礎となる情報  
の収集を行っています。民生委  
員・児童委員が伺いましたらご  
協力をお願いします。

なお、民生委員・児童委員は  
守秘義務があり、職務上知り得  
た事項について、秘密が厳守さ  
れます。

お問い合わせ 生活福祉課地域福  
祉担当(1階⑩番窓口)



### 2020年工業統計調査に ご協力を

総務省・経済産業省では、従  
業者4人以上の全ての製造事業  
所を対象に6月1日を基準日と  
して工業統計調査を実施します。  
この調査は、製造業を営む事業  
所を対象に、その活動実態を明  
らかにすることを目的としてい  
ます。

調査結果は、国や地方公共団  
体の行政施策の重要な基礎資料  
として利用されるとともに、企  
業、大学などの研究資料、小・  
中学校および高等学校の教材な  
どに広く利用されています。

調査は、5月上旬から6月に  
かけて調査員が調査票を持って  
伺うか、国から直接郵送で届き  
ます。

なお、調査票の内容は、統計  
法に基づき秘密が厳守されます。  
調査の趣旨・必要性をご理解  
いただき、ご協力をお願いしま  
す。

お問い合わせ 市政情報課市政情  
報担当



### 学生納付特例制度

20歳になったら学生の皆さん  
も必ず国民年金に加入し、保険  
料を納めることが義務付けられ  
ています。

しかし、学生本人の所得が一  
定額以下のときには、申請によ  
り保険料の納付が猶予される  
「学生納付特例制度」があります。

**対象** 学校教育法に規定する大  
学(大学院)、短期大学、高等  
学校、高等専門学校、専修学  
校および各種学校(修業年限  
1年以上の課程)に在学する  
学生等で、本人の前年の所得  
が次の計算式で計算した金額  
以下である人

○118万円+(扶養親族等の  
数×38万円)+社会保険料控  
除等

**申請手続き** 学生納付特例の承  
認期間は4月から翌年3月ま  
です。希望する人は、毎年  
度申請が必要です。

※令和元年度(平成31年度)に学  
生納付特例が承認された人で令  
和2年度も在学予定の人は、4  
月初めから5月中旬ごろまでに、



はがき形式の学生納付特例申請  
書が日本年金機構から送付され  
ます。申請の継続を希望する場  
合は、必要事項を記入の上、返  
送してください(学生証等の添  
付は不要)。

**申請場所** 左記または各出張所  
**保険料の追納** この特例が承認  
された期間は、10年以内であ  
れば申し出により保険料を後  
から納めること(追納)ができ  
ます。就職などで収入が得ら  
れるようになったときには、  
将来の年金額を増やすために  
も追納することをお勧めしま  
す。

**持ち物** マイナンバー(個人番  
号)カード、または写真付き  
の本人確認ができるもの(運  
転免許証等)とマイナンバー  
(個人番号)通知カード、学生  
証または在学証明書(原本)、  
印鑑(被保険者本人が署名す  
る場合は不要)

**問い合わせ** 保険年金課国民年  
金・医療費担当(1階④番窓  
口)



## 生産緑地地区変更案の縦覧

生産緑地地区の変更について、都市計画法第17条第1項に基づく案の縦覧を行います。

**縦覧期間** 5月12日(火)～26日(火)

**時間** 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

※縦覧する案に対して意見(賛成・反対)のある場合、住民および利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見書を提出することができます。

**縦覧場所・問い合わせ** 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当

## 武蔵台団地地区地区計画変更案の縦覧

武蔵台団地地区地区計画の変更について、都市計画法第16条第2項の規定に基づく地区計画の変更に係る原案の縦覧を行います。

**縦覧期間** 5月25日(月)～6月8日(月)

**時間** 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

**意見提出期間** 5月25日(月)～6月15日(月)

※縦覧する原案に対して意見(賛成・反対)のある場合、住民および利害関係人は、この期間内に意見書を提出することができます。

## 縦覧場所・問い合わせ

都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当

## 迷い犬が増えています

最近、迷い犬が増えています。鑑札や注射済票が付いていないため、飼い主を見つけることができない場合があります。必ず鑑札と注射済票を首輪等に付け、屋外で飼う場合は綱や鎖でしっかりとつないでください。

飼い犬が行方不明になったときは、環境課、狭山保健所および飯能警察署へ連絡してください。

また、フンの始末は飼い主の責任です。散歩の際はビニール袋等を携帯し、フンは必ず持ち帰りください。

環境課生活環境担当



## 軽自動車税(種別割)の減免手続き

**期間** 5月25日(月)まで

**対象** 軽自動車税(種別割)の減免手続きをする身体障がい者

## の 人 等

**持ち物** ①～④全てが必要

①身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

②精神障がい者保健福祉手帳の場合は、自立支援医療受給者証もお持ちください。

③身体障がい者または身体障がい者等と生計を一にする人、もしくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の人限定)を常時介護する人の運転免許証の原本および自動車検査証の原本

④令和2年度軽自動車税(種別割)納税通知書

⑤納税義務者および運転者の印鑑

※障がいの区分や級別によっては減免を受けられない場合があります。詳しくは左記へお問い合わせください。

**場所・問い合わせ** 税務課資産

税担当(1階⑫番窓口)

## 5月は九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間

自転車は手軽に乗れ、便利な移動手段ですが、交通ルールを守らないと思わぬ事故につながります。一人一人が、交通ルールを守り、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないよう注意しましょう。

平成30年4月から県内では自転車保険の加入が義務化されました。自転車事故では高額な賠償を伴うケースが増えてきています。この機会に加入についてご検討ください。

また、市では小学生以下の児童と65歳以上の人を対象に自転車ヘルメットの購入補助を行っていますので、ご利用ください。

**問い合わせ** 危機管理課交通安全・防犯担当



## 東京2020オリンピック聖火リレーの延期について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国際オリンピック委員会と東京2020組織委員会は東京2020オリンピック競技大会の延期を発表しました。これに伴い、7月7日(火)に予定されていた本市の聖火リレーは延期となりました。

新たな聖火リレーの日程等は今後、広報ひだかおよび市ホームページでお知らせします。

**問い合わせ** 政策秘書課企画調整担当

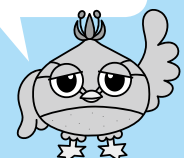
## くりっかーの可燃ごみレポート

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和2年3月の可燃ごみ	昨年同月との比較
全体量	892.59 t + 97.71 t
処理費用	37,310,262 円 + 4,688,387 円
1人当たりの量	16.04 kg + 1.85 kg
1人当たりの処理費用	671 円 + 89 円

まだ食べることができるのに捨てられてしまった食品のことを「食品ロス」と言います。蒸し暑い季節が続くと、カビが発生しやすくなるので、消費期限などに注意して計画的に購入しましょう。

※数値は四捨五入しています。  
※処理費用は、全体量に41,800円/tを乗じたものです。  
※1人当たりは、当該月の総人口を基に算出しています。



問い合わせ 環境課廃棄物対策担当